

周南市地域自立支援協議会要綱(平成19年5月16日要綱第16号)

最終改正:平成29年4月1日要綱第50号の4

改正内容:平成29年4月1日要綱第50号の4[平成29年4月1日]

○周南市地域自立支援協議会要綱

平成19年5月16日要綱第16号

改正

平成20年6月1日

平成20年8月6日

平成25年3月29日

平成29年4月1日要綱第50号の4

周南市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に規定する事業(次条第1号において「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため、周南市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉の計画に関する事項
- (6) 障害を理由とする差別の解消に向けた協議に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、おおむね委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者で構成する。

- (1) 障害者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 保健・医療・福祉団体
- (4) 行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成20年6月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(周南市障害者福祉計画策定協議会要綱等の廃止)

2 周南市障害者福祉計画策定協議会要綱(平成16年9月1日制定)、周南市障害者福祉計画策定庁内委員会要綱(平成16年9月1日制定)及び周南市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年8月6日)

この要綱は、平成20年8月10日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日要綱第50号の4)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
